

事業番号	218
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	再資源化事業						担当部	環境交通部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	リサイクルプラザ			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	清掃資源係		
	総合計画 分野別計画	主目的	2 環境交通		6 ごみ対策		1 3Rを推進する				
		副目的									
	予算区分	款	4	項	2	目	2	大	4	中	3
	根拠法令・個別計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	回収された資源ごみや不法投棄された廃家電の適正な再資源化を図る。									
	内容 (手段)	<p>分別収集されたプラスチック製容器包装の選別を実施するとともに不法投棄された廃家電の再資源化を実施。 「資源回収ステーション」での資源の常時回収を委託により実施。選別して指定の処理施設に運搬する。</p> <p>【24直接経費の内訳】 プラスチック製容器包装選別梱包委託料(106,113千円) 資源回収ステーション管理委託料(3,568千円) 分別基準適合物再商品化委託料(1,075千円) 特定家庭用機器廃棄物再商品化等手数料(397千円) 粗大ごみ修理委託料(799千円) 自転車修理委託料(738千円) 修繕料(134千円)</p> <p>【25直接経費の内訳】 プラスチック製容器包装選別梱包委託料(110,000千円) 資源回収ステーション管理委託料(3,547千円) 分別基準適合物再商品化委託料(3,800千円) 特定家庭用機器廃棄物再商品化等手数料(848千円) 粗大ごみ修理委託料(1,031千円) 自転車修理委託料(797千円) 修繕料(200千円)</p> <p>【24その他財源の内容】 再商品化合理化拠出金(5,271千円) 有償入札拠出金(14,260千円)</p> <p>【25その他財源の内容】 再商品化合理化拠出金(5,000千円)</p> <p>○25年度実施内容 24年度と同様に実施する。</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	115,738	111,280	112,824	120,223	
		正職員	従事者数	人	0.40	0.40	0.40	0.40
			人件費	千円	2,132	2,132	2,132	2,132
		その他職員	従事者数	人	0.20	0.20	0.20	0.20
			人件費	千円	296	296	296	296
	費用合計	千円	118,166	113,708	115,252	122,651		
対前年比	%		96.2	101.3	106.4			
財源	一般財源	千円	64,457	54,027	95,721	117,651		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	53,709	59,681	19,531	5,000		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	資源回収ステーション 受け入れ日数	日	目標	—	—	—
実績				362	363	362	
廃家電処理件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	273	231	219	
プラスチック製容器包 装再商品化量処理件 数		t	目標	—	—	—	—
			実績	2,143	2,182	2,194	
成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25	
廃家電処理件数	件	目標	—	—	—	—	
		実績	273	231	219		
プラスチック製容器包 装再商品化量処理件 数	t	目標	—	—	—	—	
		実績	2,143	2,182	2,194		

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	市民生活から排出されたプラスチック製容器包装等の処理が適正に行えた。				
		事業実施における課題	家電リサイクル法の施行に伴い、破棄する際にリサイクル料金が必要なことから、集積場への不法投棄が多発しており苦慮している。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	市民生活から排出されたプラスチック製容器包装等の再資源化が図れなくなる。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	市民に対し広報等を通じ啓発を行い資源ごみの再資源化率を高める。				
		平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
			判定理由	市民生活から排出されたプラスチック製容器包装等の再資源化が適正になされており、今後も継続して実施していく必要があるため。			
	26年度以降の改善案	引き続き市民に対し広報等を通じ啓発を行い資源ごみの再資源化率を高める。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。平成24年度に実施した経営分析の結果を基に、改善に取り組むこと。